

# とめ 法人会 NEWS

平成30年10月31日発行

第86号



## 長沼ボート場クラブハウス完成

平成29年11月に着工した長沼ボート場クラブハウスが完成し、9月8日から利用を開始。木造2階建てで多目的室や食堂は、大きな窓ガラスになっており屋外にはデッキテラスもある。そこから四季折々の長沼の風景をゆったりと眺めるのもいいのでは…。

### 目次

- P. 1 長沼ボート場 クラブハウス完成
- P. 2~3 平成31年度税制改正への法人会提言
- P. 4 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 5 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 6~7 会員企業リレー、法人会トピックス
- P. 8 女性部会設立20周年記念事業、開催事業のお知らせ

国民電子申告・納付システム

# e-Tax

電子申告で  
効率UP!

国税に関する申告や納税、  
申請・届出などの手続きが  
インターネットで  
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告をするときにみなメリットが!

● 添付書類の提出省略

● 滞付がスピーディ



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索



# 法人会 平成31年度税制改正提言

第35回法人会全国大会 鳥取大会

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成31年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

## 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！

法人会は、平成31年度税制改正に向けた提言をまとめ、政府・関係省庁に対して、私たちの声の実現に向けたオピニオン活動を展開して参ります。多岐に亘る提言を行っていますが、要約掲載いたします。

### 1. 税制・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備が必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保

険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

社会保障の基本的あり方は、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も見直す。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者として、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に貢献できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

#### 3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。  
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、



国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き

下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

## 四 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。

このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

また、昭和56年以来、80

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。

また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

0万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設  
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継

税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## 税務署からのお知らせ

### 年末調整説明会での説明事項は、国税庁ホームページで確認できます！

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する各種情報を掲載しています。

#### ==== Web-TAX-TV（インターネット番組「税に関する動画」）====

年末調整説明会での説明事項を Web-TAX-TV（インターネット番組）で放映しています。

「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」については、年末調整説明会の内容とおおむね同じ内容となっており、国税庁ホームページで視聴することができます。

#### 《アクセス方法》

国税庁ホームページ又はアドレス (<http://www.nta.go.jp/webtaxtv>) からご利用ください。

また、インターネットの利用環境がない方には、税務署において Web-TAX-TV と同じ内容の「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」のCD又はDVDの貸し出しを行っています。

貸し出しを希望される場合は、当税務署（法人課税部門）までお問い合わせください。

#### ==== 年末調整がよくわかるページ ====

年末調整の時期には、年末調整に関する情報を集約したページを開設し、年末調整の際に使用する各種様式や手引を掲載しています。

各種様式が必要な時に、ダウンロードして印刷することができます。

#### 《アクセス方法》

国税庁ホームページ又はアドレス (<http://www.nta.go.jp/gensen/nencho>) からご利用ください。

ご不明な点については、各税務署にお問い合わせください。

税についてちょっと考えてみよう！

## 「税を考える週間」

11月11日～11月17日

今年のテーマは  
「くらしを支える税」です



国税庁のホームページでは  
「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。

くわしくはこちら [税を考える週間](#) [検索](#)




国税庁  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

本人番号 7090012050002  
URLは予告なく変更される場合があります。

国税庁では以下の取組を実施しています

【社会保障・税番号制度】 制度の定着に向けて、周知・広報を実施しています。

【e-Tax】  平成31年1月から個人納税者のe-Tax利用がより便利になります。

【消費税の軽減税率制度】 準備が必要な事業者の皆様に対し、周知・広報を実施しています。

詳しくは国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) またはe-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) をご覧ください。

佐沼税務署 〒987-0511 登米市迫町佐沼字沼向 109 TEL0220-22-2501（代表）

# お知らせ

## 「宮城一斉滞納整理強化月間」の実施について

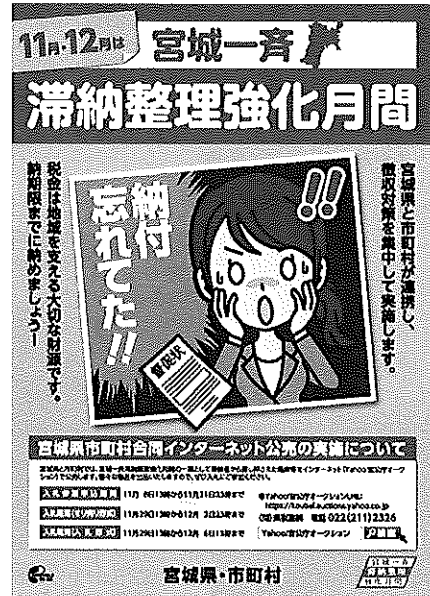
宮城県では、全市町村と連携した徴収対策を集中して実施及び広報することにより、納税に対する理解を促進し、新規滞納の抑制と徴収率の向上を図ることを目的として、強化月間の取組を行います。

○期間

平成30年11月～12月

○取組内容

訪問・電話催告、夜間・休日窓口等の強化、差押、タイヤロック、捜索等の滞納処分の強化、宮城県市町村合同インターネット公売の実施等



## 宮城県市町村合同インターネット公売について

宮城県と市町村等では、宮城一斉滞納整理強化月間の一環として、税金の滞納者から差し押さえた動産等をインターネット（Yahoo!官公庁オークション）で公売し、県と市町村等が協働で徴収対策及び復興財源等の確保に取り組んでいることをアピールするものです。

様々な物品を出品いたしますので、ぜひ入札にご参加ください。

○入札参加申込期間

11月8日13時から11月21日23時まで

○入札期間（せり売り形式）

11月29日13時から12月2日23時まで

○入札期間（入札形式）

11月29日13時から12月6日13時まで

○Yahoo!官公庁オークション

URL : <http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>  
（お問い合わせ先）

宮城県東部県税事務所登米地域事務所

電話：0220-22-6113

【昨年度の出品例】



# 法人会トピックス

## 平成三十年度 税務研修会を開催！

法人会恒例の平成三十年度税務研修会が、九月十一日登米市迫町のホテルニューグランヴィアを会場に開催されました。

講師は、七月十日に赴任されて間もない佐沼税務署佐々木讓署長と佐沼税務署勤務二年目の伊澤崇夫統括国税調査官の二人。佐々木署長は「税務行政の将来像」と題した講話、伊澤統括官は、「事業承継税制のポイント」等について詳しくお話しいただきました。



佐々木署長の講話



佐々木署長



伊澤統括官

## 青年部会 六団体共催セミナーを開催

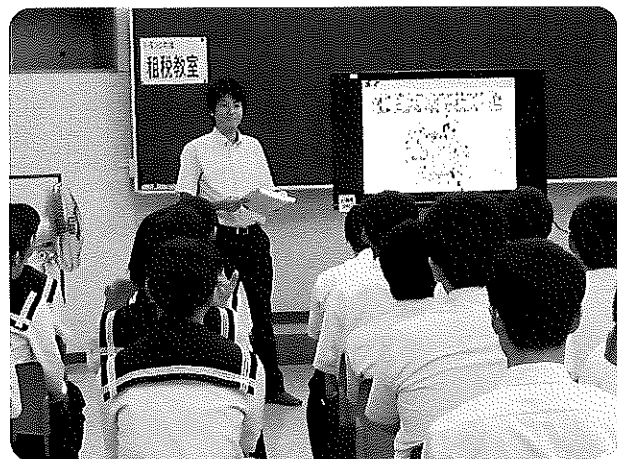
九月二十六日、青年部会は、市内の五団体との共催でホテルサンシャイン佐沼を会場に労務管理セミナー「働き方改革制度の概要と取組み」を開催いたしました。このセミナーは、来年四月から順次施行される「働き方改革関連法」を理解してもらいましょうと開いたもので、講師には、特定社会保険労務士の安藤仁氏を招き、長時間労働の是正についてや利用できる助成金について等、熱心に研修されました。



説明する安藤特定社会  
保険労務士



受講者も真剣です

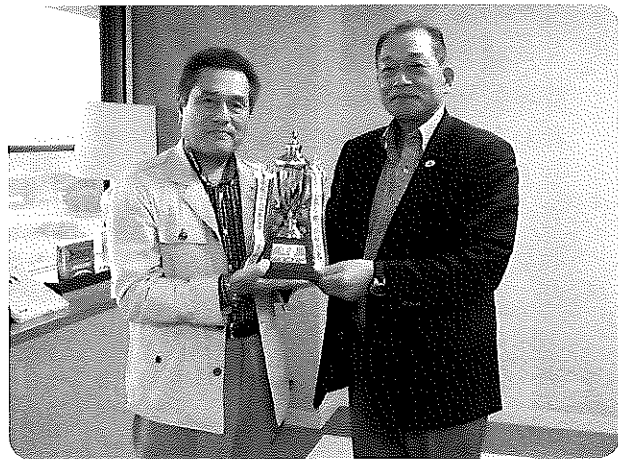


東和中学校での租税教室風景

## 青年部会 市内2中学校で租税教室を実施

青年部会では、「税金」の大切さを教える「租税教室」を毎年継続して実施しており、今年7月12日東和中学校（3年生45名、講師：佐藤昭太・金野正太氏）7月17日南方中学校（3年生74名、講師：岡本哲志・石塚琢磨氏）で開催いたしました。

講師を務めた青年部会員皆さんのパワーポイントを使った初めてとは思えない“丁寧な解りやすい講習”に、生徒の皆さんは、税金の大切さを改めて認識した様子でした。



写真左側が優勝の武川正美氏

## 会員交流ゴルフ大会2018を開催！

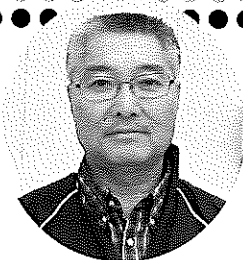
9月21日、みちのく古都カントリークラブを会場に、会員交流ゴルフ大会2018を開催しました。

参加された32名の会員皆さんは、優勝をめざし熱戦を繰り広げました。

成績は次の通りです。（敬称略）

- ◇優勝 武川正美 NS 71.6 (株)テルイ・南方
- ◇準優勝 浅野 俊 NS 72.4 (株)あさの・東和
- ◇第3位 鈴木哲雄 NS 73.0 (有)鈴哲土建・南方

# 「登米市の気候にあった 種苗の提供を」



《米山支部》  
有限会社 佐鋼種苗店  
代表取締役 佐々木 芳彦氏

「たくさんある品種・種苗の中から、この地域の気候・風土にあったものを見極め提供しています」と話す有限会社佐鋼種苗店様を訪問しました。

お店の前には、来年の春まで庭先を彩るパンジー・ピオラの花苗が並びリーズナブルな価格で販売され、他にも、いちご苗など、今が植え時の花や野菜の苗が整然と並んでいました。

佐々木社長さんは、サカタのタネで修業後、祖父、父と引き継がれた今の会社に入り三代目となりました。会社では、野菜や花の種苗をはじめ、農園芸資材・農薬・肥料の販売や昔から取り扱いのある慶弔花輪にも対応されるそうです。

お客様に販売する種苗は、佐々木社長さんが、数ある中から、この地域の気候にあった種苗を見極めて仕入れているとのこと。また、お客様には確実に実らせてほしいとの願いから、まき時期や育て方なども説明しながら販売しているそうです。

種苗は、毎年品種改良されるので佐々木社長さん自ら勉強のため、品種改良をしている各メーカーの農場を視察研修し、実際に自社の畑に植え付けて生育の観察も怠らないとの事でした。

そんな社長さんの取組みが、ちゃんとお客様の口コミで

広がり、登米市は元より、石巻や古川・涌谷からお越しになるお客様もいれば、県外からも宅配便での注文が入るほどだと言う。

高齢化が進み、今後の経営にも心配はあるが、お客様のためになる種苗を提供していきたいと語ってくれました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇



原画展を楽しむ子供たち

## 登米市絵本原画展を支援！

去る9月6日から9日まで、登米祝祭劇場小ホールを会場に、第19回目となります「登米市絵本原画展」が開催されました。

この原画展は、平成12年から「子ども読書年」の記念事業として開催され、今年は、あべ弘士氏の「かわうそ3きょうだい とらのまき」と、ぶん・安房直子、え・南塚直子氏の「やさしいたんぼぼ」の2作品を展示。

登米法人会では、社会貢献活動の一環として毎年開催への支援を行っています。

法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇 法人会 〇〇〇〇〇〇



「おいとこロック」を踊る女性部会の面々

## 女性部会 佐沼夏まつりを支援！

女性部会では、社会貢献活動の一環として、市内のお祭りを盛り上げる協力ができればと、平成24年度より佐沼夏祭り手踊りパレードに参加しています。

出店が立ち並び、大勢の人で賑わう歩行者天国となった一市通りを「おいとこロック」と「佐沼音頭」で往復。各種団体が一丸となり、元気に掛け声をあげながら踊り続け、夏まつりを精一杯盛り上げました。



## 女性部会設立20周年記念事業

# 記念講演会・式典・祝賀会を盛大に挙行！

平成10年12月2日に設立し、本年度で20周年を迎える女性部会が、9月19日、ホテルサンシャイン佐沼を会場に、多くのご来賓をお招きし「設立20周年記念事業」を開催。

当日は、午後3時から認定NPO法人ロージーベルの代表を務める作家で保護司の大沼えり子氏による記念講演会で幕を開け、記念式典、記念祝賀会と記念事業を盛大に挙行致しました。



記念式典 式辞を述べる飯塚敬子部会長



記念講演会 大沼えり子講師



記念祝賀会 オープニング

## 登米法人会事業のお知らせ

### 平成31年 新春講演会開催決定!

登米法人会・宮城県経営者協会登米支部・登米市産業振興会共催によります新春講演会の開催が決まりましたのでお知らせいたします。

日時 平成31年 **1月30日(水)**  
午後3時30分～

会場 **ホテルニューグランヴィア**

聴講 **無料**

演題 **『心も体も若返る  
50代から挑む新たな挑戦』**

講師 **リポーター／  
元テレビ朝日  
アナウンサー**

さこ ふみよ  
**迫 文代氏**



### 第9回親と子のふれあい 税金クイズ大会参加者募集!

税金クイズにご家族で挑戦してみませんか。クイズ大会のほかマジックショーもあります。どうぞ奮ってご参加ください。

社会貢献活動「税金を考える週間」協賛事業

**第9回 親と子のふれあい  
税金クイズ大会**

二択形式の税金クイズ(OXクイズ)に家族でチャレンジ!

日時 **11/18日** 開場 9時40分 開演 10時00分

会場 **登米市迫公民館2階(軽運動場)**  
(登米市迫町字新洗二丁目1番11)  
(TEL 0220-22-1364)

参加対象 **小学4年生～6年生のご家族で1組**

申込み **各小学校又は登米法人会へ  
11月15日(木)までお申込み下さい**

お問い合わせ  
登米法人会事務局 TEL 0220-22-6617  
登米市迫町字新洗二丁目2-4 FAX 0220-22-1366

マジックショー  
マジシャンShinya(しんや)氏  
開演 11時10分

主催 公益財団法人登米法人会  
共催 登米市産業振興会、宮城県経営者協会登米支部、登米市役所、登米市立図書館、登米市立中央図書館、登米市立中央公民館、登米市立中央児童館、登米市立中央青少年センター、登米市立中央スポーツセンター、登米市立中央公民館、登米市立中央児童館、登米市立中央青少年センター、登米市立中央スポーツセンター



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい